

議案第40号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月13日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表市長の部大田原市営林委員会の項の次に次のように加える。

大田原市バイオマス産業都市構想 策定委員会	バイオマス産業都市構想の策定等に関する事務
--------------------------	-----------------------

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。